議案第6号

君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年6月1日提出

君津市長 鈴 木 洋 邦

提案理由

君津市自然休養村管理センターの指定管理者の団体要件を緩和するため、君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例(昭和51年君津市条例第25号)の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例(昭和51年君津市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条中「地域の農業者等の経済的及び社会的な地位を向上させる目的で設立された」を削る。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)
第4条 市長は、管理センターの設置の目的を効果的に達成するため、	第4条 市長は、管理センターの設置の目的を効果的に達成するため、
法第244条の2第3項の規定により、	法第244条の2第3項の規定により、地域の農業者等の経済的及
法人その他の団体	び社会的な地位を向上させる目的で設立された法人その他の団体
(市内に事務所等を有するものに限る。) であって、市長が指定す	(市内に事務所等を有するものに限る。) であって、市長が指定す
るもの(以下「指定管理者」という。)にその管理運営を行わせる	るもの(以下「指定管理者」という。)にその管理運営を行わせる
ものとする。	ものとする。